

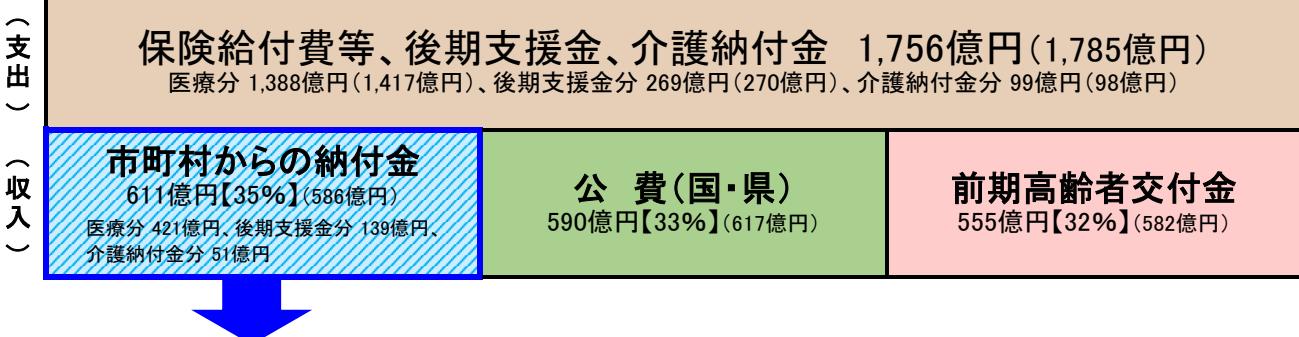
【別紙1】国民健康保険事業費納付金の算定と 保険税の賦課徴収(イメージ)

平成30年度第2回国保運営協議会
資料2-2
平成31年2月8日

<県>

- ① 保険給付費の実績や国の係数により、県全体の保険給付費等、後期支援金、介護納付金を推計
　　国の係数により、公費及び前期高齢者交付金を算定し、市町村から徴収する納付金総額を算定

※ 金額は31年度、()内は30年



- ② 県と市町村で協議してきた方法により、納付金総額を各市町村に割り振る

【H31年度の算定方法】

- (1) 所得水準 β で応能分・応益分の割合を調整し、各市町村の県全体に占める割合に応じて割り振る。

- ① 所得割 (所得水準に応じて負担)
- ② 均等割 (被保険者の数に応じて負担)
- ③ 平等割 (世帯の数に応じて負担)

- (2) 各市町村の医療費水準に応じて増額又は減額調整する。

医療費が高い市町村の負担は多く、医療費が低い市町村の負担は少なくなるよう調整

(※ 調整の幅は、H31年度以降は保険税水準の統一に向けて徐々に縮小していく)

- ③ 更に、国保制度改革により負担が上昇してしまう市町村に、激変緩和措置を実施
約10億3千万円(約8億円) (※激変緩和措置の幅は、H31年度以降、徐々に縮小していく)

<市町村>

- ④ 各市町村では、県への納付金と保健事業等の費用を、公費のほか、被保険者から徴収する
保険税で賄う (※ただし、基金、繰越金、法定外の繰入金等を活用している市町村あり)

